

## 三鷹市生涯学習センター利用者懇談会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の良好な運営を図るため、市長が市民の意見を聴く場として、三鷹市生涯学習センター条例（平成28年三鷹市条例第5号）第7条の規定に基づき、三鷹市生涯学習センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議し、書面により市長に意見及び提案を行う。

- (1) 生涯学習センターの運営に関すること。
- (2) 生涯学習センターで実施する講座及び事業に関すること。
- (3) 生涯学習センターの利用全般に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が生涯学習センターの運営について必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員13人以内をもって構成する。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (1) 学識経験者                 | 1人   |
| (2) 三鷹市芸術文化協会の推薦する者       | 2人以内 |
| (3) 生涯学習センターの利用団体の推薦する者   | 2人以内 |
| (4) 市民大学総合コースの運営委員会が推薦する者 | 2人以内 |
| (5) 生涯学習センターで実施する講座を受講する者 | 2人以内 |
| (6) 公募による市民               | 2人以内 |
| (7) 生涯学習センターの指定管理者の指名する者  | 2人以内 |

### (任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、第3条第4号に規定する委員については、委嘱の日から当該委嘱の日

が属する年度の末日までとする。

- 2 前項の委員は、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 座長は、懇談会を代表する。

(招集)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、三鷹市スポーツと文化部生涯学習課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の、第3条第4号の規定による委員は、同号の規定にかかわらず、この要綱の施行前の平成29年度市民大学総合コース企画委員が推薦する者とすることができる。